

○国立大学法人上越教育大学ハラスメント等人権侵害対策委員会 ハラスメント等人権侵害防止対策専門部会細則

(平成17年6月13日細則第13号)

最終改正 令和3年3月29日細則第5号

(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人上越教育大学ハラスメント等人権侵害対策委員会規程（平成17年規程第25号）第12条の規定に基づき、国立大学法人上越教育大学ハラスメント等人権侵害防止対策委員会（以下「対策委員会」という。）の専門部会として設置する、ハラスメント等人権侵害防止対策専門部会（以下「専門部会」という。）の組織及び運営等に関し必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 専門部会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) ハラスメント等による人権侵害の防止のための研修、調査及び広報・啓発活動に関する事項
- (2) その他ハラスメント等による人権侵害の防止のための事項

(組織)

第3条 専門部会は、次の各号に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 対策委員会委員長が指名する同委員会委員若干人
- (2) 各学系から選出された教員各1人
- (3) 各附属学校から選出された教員各1人
- (4) 特命課長（人事・労務担当）
- (5) 学生支援課長
- (6) その他対策委員会委員長が指名した者若干人

(委員の委嘱及び任期)

第4条 前条第2号及び第3号に掲げる委員は、学長が委嘱する。

- 2 前項の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員となったときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長等)

第5条 専門部会に部会長を置き、第3条に掲げる委員のうちから対策委員会委員長が指名する。

- 2 専門部会は、必要があると認めるときは、副部会長を置くことができる。

(会議の招集及び議長)

第6条 部会長は、専門部会を招集し、その議長となる。

- 2 部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名した委員又は前条第2項により副部会長を置くときは、当該副部会長がその職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第7条 部会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を専門部会に出席させ、意見を述べさせることができる。

(守秘義務)

第 8 条 委員は、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(事務の処理)

第 9 条 専門部会に関する事務は、総務課において処理する。

(その他)

第 10 条 この細則に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、対策委員会が別に定める。

附 則

- 1 この細則は、平成17年6月13日から施行し、平成17年4月1日から適用する。
- 2 この細則施行後最初に委嘱する第3条第2号から第4号までに掲げる委員のうち、第一部から第四部までの各1人の委員及び第五部の委員の任期は、第4条第2項本文の規定にかかわらず、平成18年3月31日までとし、再任を妨げない。

附 則（平成20年細則第20号（平成20年4月21日））

- 1 この細則は、平成20年4月21日から施行する。
- 2 この細則の施行後最初に委嘱する第3条第2号の各学系から選出される委員のうち1人の委員の任期は、第4条第2項本文の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとし、再任を妨げない。

附 則（平成25年細則第8号（平成25年3月22日））

この細則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年細則第5号（平成28年3月21日））

この細則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年細則第13号（平成31年3月22日））

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年細則第5号（令和3年3月29日））

- 1 この細則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この細則の施行後最初に委嘱する第3条第2号の各学系から選出される委員のうち、臨床・健康教育学系及び自然・生活教育学系の委員の任期は、第4条第2項の規定にかかわらず、令和4年3月31日までとし、再任を妨げない。